

誰もが安心して利用できるための避難所チェック **13** 項目

	① 障害のある人、高齢者、妊娠している人、乳幼児など、配慮が必要な人の視点で施設・設備・備蓄品のチェックを行い、実際に訓練をしたことがありますか。
	② 配慮が必要な人が、どれくらい避難所を利用するか把握していますか。
準備	③ 配慮が必要な人の利用を前提として、避難所内や駐車場のレイアウトを事前に決めていますか。
	④ 避難所に避難しない被災者(在宅・車中泊避難者)への対応を決めていますか。
	⑤ 避難者が利用する経路・通路は、車いすが通行できる幅員が確保され、危険箇所や段差が解消されていますか。
	⑥ 掲示板等は、車いす利用者や子どもに配慮し、低い位置からでも見通しがよい配置になっていますか。
情報	⑦ 施設の案内情報はわかりやすい表現(ゴシック体、色の組合せ)になっていますか。
	⑧ 音声でコミュニケーションや情報がとりにくい人のため、コミュニケーション支援ボード等の機材は用意してありますか。
	⑨ 視覚に障害のある人にも利用できるよう、音声案内設備や点字表示がありますか。
設備	⑩ 男女更衣室や静養室、授乳室として利用できる空間(個室やパーテーション)が用意できますか。
	⑪ ベッドルームや簡易ベッドは用意してありますか。
衛生	⑫ 車いす利用者やオストメイト、子ども連れの人などに使えるトイレや手洗い場が設置してありますか。
	⑬ 災害時に衛生的に、誰もが安心して利用できるよう、トイレや手洗い場の利用ルールについて取り決めてありますか。

※避難所運営に関わる関係者(行政、地域関係者、施設管理者等)でチェックしてみましょう!

チェックして気づいたことをメモしましょう。

1. 準備

いざという時に避難所を運営するための普段の準備について

2. 情報

避難所に来た人たちに情報をお知らせする方法について

3. 設備

誰もが安心して利用できるための用意について

4. 衛生

トイレや手洗い場について

※このチェックリストは滋賀県災害時における福祉的支援検討会において議論し、作成しました。

「誰もが安心して利用できるための避難所チェック 13 項目」の解説

1. このチェックリストの狙い

- 災害時の課題

- 大規模災害時、「災害時要配慮者」（障害のある人、高齢者等）においては、不便な避難所生活に躊躇する気持ちから、避難所（地域防災拠点）には足を向けず、最初から自宅や車中泊での避難生活を選択される傾向がある。
- 避難所（地域防災拠点）に足を運ばないことで、行政等の支援者から見えない存在となり、孤立し、被災による環境悪化から抜け出せなくなるケースもある。

- 災害で助かった命を避難生活で失わせないため、避難所において、福祉的配慮がどれくらい準備されているかをチェックするために作成しました。
- 災害時に配慮が必要な人が安心して「避難所に行ってみようか」と思える最低限の内容をチェックリストにしようとしています。
- 「避難」は「避難所に行くこと」ではなく、また、「避難所」は「避難所に来た人だけの生活を支援する場所」ではありません。
- 過去の災害においては、ライフラインが途絶した状況でも、自宅等避難所以外で生活する被災者の人が多数存在しましたし、指定避難所は、避難所以外で生活する被災者の人も含めた支援物資の供給等の拠点（地域の防災拠点）として機能しています。
- このチェックリストを「誰もが安心して利用できるための～」としているのは、避難所に避難していない人も避難所（地域の防災拠点）を利用することに留意したためです。
- 誰もが安心して避難生活ができるためには、これだけのチェックでは到底足りませんが、よりよい避難所（地域防災拠点）運営について関係者で議論する最初のきっかけとして、このチェックリストを使っただけであれば幸いです。

2. 避難所チェックの4つの要点

- (1) 普段から当事者によるチェックが必要
- (2) トイレのルールと要配慮者スペースのレイアウトは平常時に決めておく
- (3) 普段使いにくい施設は災害時にも使いにくい
- (4) プライバシーが確保された空間は、トイレと同じくらい大事

3. 各項目の解説

① 障害のある人、高齢者、妊娠している人、乳幼児など、配慮が必要な人の視点で施設・設備・備蓄品のチェックを行い、実際に訓練をしたことがありますか。

- 地域の中には、災害時に配慮が必要な人が必ずいらっしゃいますが、その人は自治会等の防災訓練に参加されているでしょうか？
- 対応できているつものものが、当事者の人の目でチェックすると「使えない」ケースも存在します。例えば、スロープの周辺が荷物置き場になっている、車いす用トイレの洗面台の位置が悪くて車いすでは使えない、といったことが、実際にありました。
- 滋賀県社会福祉協議会では、東日本大震災が発生した3月11日を「えにしの日」とし、えにしの日を含む1週間を「えにし週間」としています。
- この期間に「災害時に支援を必要とする人の側に立った訓練や研修」の実施を呼びかけています。
- 「えにしの日」「えにし週間」にあわせて災害時に配慮が必要な人の視点で避難所のチェックを実施したいと思われた場合は、ご相談に応じますので、下記担当者にご連絡ください。

【事務局】滋賀県社会福祉協議会
滋賀の縁創造実践センター（林・奥村）
電話 077-569-4650 F A X 077-567-5160
E-Mail hayashi-mio@shigashakyo.jp

② 配慮が必要な人が、どれくらい避難所を利用するか把握していますか。

- 滋賀県内の市町は災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿を整備し、地域の要配慮者を把握しています。
- あらかじめ整備された要配慮者の情報について把握し、支援が受けられない人が生じないように準備することが大切です。

- たとえば、介護等のため、行列に並ぶことが難しい人もいます。行列に並べないために支援が受けられない、といったことがないように、避難所（地域防災拠点）の運営者側で配慮することが必要になります。

③ 配慮が必要な人の利用を前提として、避難所内や駐車場のレイアウトを事前に決めていきますか。

- 発災直後の混乱の中で、配慮が必要な人に安心して使えるレイアウト（居住スペース、通路、個室の使い方等）をつくるのは非常に困難です。
- あらかじめ、レイアウトを作成しておきましょう。
 - 通路となる部分はライン（夜間に光るもの）を貼り、人と車いすがすれ違える幅として1.5m以上確保するのが望ましい。
 - 視覚障害のある人は自分の位置が把握しやすい壁際が望ましい。
 - 聴覚障害のある人は、掲示板等、視覚での情報が伝わりやすいところが望ましい。
 - 自閉症や発達障害、認知症の人などは、騒がしい出入口周辺を避けた方が望ましい。
- 一般的には上記の点が留意すべきこととして挙げられていますが、必要な配慮はさまざまです。できるだけ、普段の訓練等で、当事者の目でチェックを受けましょう。

④ 避難所に避難しない被災者（在宅・車中泊避難者）への対応を決めていますか。

- 「避難」は「避難所に行くこと」ではなく、また、「避難所」は「避難所に来た人だけの生活を支援する場所」ではありません。
- 指定避難所は、地域の被災者全体を支える「防災拠点」として機能します。
- 在宅・車中泊避難者の安否確認と生活物資・食糧の支援も、避難所（地域防災拠点）の重要な役割です。
- 在宅・車中泊避難者の支援には、平時からの地域での支えあいの仕組みが不可欠です。

⑤ 避難者が利用する経路・通路は、車いすが通行できる幅員が確保され、危険個所や段差が解消されていますか。

- 誰もが安全に通行できる幅員として、以下の寸法を意識してください。

車いす使用者と横向きの人がすれ違える寸法 松葉づえ（2本）使用者が通行できる寸法	120cm 以上
車いすが転回（180度）できる寸法	140cm 以上
車いす使用者と人がすれ違える寸法 車いすが回転（360度）できる寸法	径 150cm 以上
車いす使用者同士がすれ違える寸法	180cm 以上

- 自動販売機や陳列棚の通路へのはみ出しは、視覚障害のある人にとって大きな危険となることがあります。
- 傾斜路の勾配は 1/12 以下が望ましいとされています。

⑥ 掲示板等は、車いす利用者や子どもに配慮し、低い位置からでも見通しがよい配置になっていますか。

- 車いすの高さから掲示板を見たことはありますか？「見上げる」姿勢にならないでしょうか。
- 立位の視点の高さは床面から 155cm 程度あるのに対し、車いすの視点の高さは 120cm 程度と言われています。手の届く範囲も限られることから、掲示物をめくって確認することにも困難があります。
- また、掲示板の周辺に段差等があれば、見える位置に近づくこともできません。
- 災害時には情報の伝達が非常に重要になります。普段から、「誰もが見やすい掲示」を意識してみましよう。

⑦ 施設の案内情報はわかりやすい表現（ゴシック体、色の組合せ）になっていますか。

- 案内表示は、経路や施設の位置などが、誰もがわかるようになっている必要があります。
- 高齢者・視覚に障害のある人などは、小さな字が判読しにくい、色の明度差が小さいと識別しにくいことがあります。
- 以下のことに注意してみましよう。
 - 表示の地の色と図・文字の色が明確に区別されているか。
 - ピクトグラムや矢印などを組み合わせられているか。
 - 表示は統一された内容、表現になっているか。
 - カンバンなどで案内が見えにくくなっているところがないか。
 - 案内の内容と実際の施設・設備が同じかどうか。

- 災害時には、張り紙等で応急的に案内表示をせざるを得ない場合もあります。応急的なものであっても、誰もがしっかりとわかるような表現ができるよう、普段から意識してください。

⑧ 音声でコミュニケーションや情報がとりにくい人のため、コミュニケーション支援ボード等の機材は用意してありますか。

- 聴覚に障害のある人や日本語での会話が難しい外国人の人など、音声によるコミュニケーションがとりにくく、災害時の重要情報が伝わらない場合があります。
- 以下のものが用意してあると、コミュニケーションの助けになります。
 - ペンとメモ帳
 - ホワイトボード
 - コミュニケーション支援ボード



「コミュニケーション支援ボード」とは

- コミュニケーション支援ボードとは、話し言葉によるコミュニケーションに困難のある知的障害者や自閉症の人たちが、地域で生活する上で、コミュニケーションのバリアをなくしていくことを目指して明治安田こころの健康財団が作成したものです。
- 障害のある人たちだけではなく、外国人や高齢者、病氣療養中の人、幼児などにも幅広く活用されています。
- 地域にあって地域で使うものとして、お店や駅、交番などさまざまな場所に設置し、コミュニケーションのバリアフリーを目指して普及啓発活動がされていますので、ぜひご活用ください。詳しくは下記 Web ページをご参照ください。

明治安田こころの健康財団 HP

<http://www.my-kokoro.jp/communication-board/>

- なお、ご紹介したコミュニケーション支援ボードは、要配慮者が伝えたいことに絞って作成されたものです。一方で、災害時には、避難所を運営する側が要配慮者に伝えたいことも多くあります。
- 県外では災害時用のコミュニケーション支援ボードを作成している市や社会福祉協議会がありますので（愛知県豊田市、愛知県豊川市、横浜市社会福祉協議

会他)、ぜひ参考にいただき、コミュニケーション支援ボードに盛り込む内容についても、関係者で議論いただけると幸いです。

⑨ 視覚に障害のある人にも利用できるよう、音声案内設備や点字表示がありませんか。

- 視覚に障害のある人が施設や設備を利用するためには、音声案内が不可欠です。
- また、手すりや施設の案内表示に点字などの触知型の表示がなされているでしょうか。
- 普段は視覚に問題なく生活している人でも、大規模災害時にメガネ・コンタクトレンズ等を紛失することで、視覚障害者と同じ状況になります。一度、メガネやコンタクトレンズを外して施設が使えるか、訓練してみてください。

音声案内とは

- 建物の入り口や駅の改札口などで「ピン・ポーン」という音を聞くことはありませんか。視覚に障害のある人の移動を支援する仕組みです。
- 右の写真は、滋賀県庁の出入り口天井に設置してある音声案内設備です。音声案内には、このような施設に作り付けて常時音声を発するタイプ以外にも、手持ちの端末から音声を発するもの、話し言葉で案内するものなどがあります。
- たとえば小学校の入り口には音声案内装置があったとしても、避難所となる小学校の体育館までの経路には音声案内や点字ブロックがないため、避難所には辿りつけないケースも考えられます。
- 情報の多くは目から得られるといわれており、周囲の状況が一変する災害時は、視覚障害のある人にとって非常に厳しい状況となります。視覚障害者の防災対策については次の本にまとまっていますので、ぜひご一読ください。



社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会情報サービス部会
発行「みんなで知っ得[助かる][助ける]視覚障害者のための
防災対策マニュアル増補版」



⑩ 男女更衣室や静養室、授乳室として利用できる空間(個室やパーテーション)が用意できますか。

- プライバシーの確保は避難生活の質にとって重要な要素となります。
- 「プライバシーが確保された空間は、トイレと同じくらい大事」だと考えてください。

- 自閉症や認知症の人などは、騒がしい環境の中では過ごしにくく、落ち着くための静かな場所が必要になります。
- 音だけでなく、光や温度などが強い刺激となる場合もあります。
- できれば個室、個室が確保できない場合はパーテーションを設置し、外部から見えない静かな空間を確保できるよう、あらかじめ決めておきましょう。

⑪ ベッドルームや簡易ベッドは用意してありますか。

- 高齢者や車いす利用者など、立ち上がりが難しい人にとってベッドは必須の設備です。

⑫ 車いす利用者やオストメイト、子ども連れの人などに使えるトイレや手洗い場が設置してありますか。

- トイレの問題は避難生活の質・健康管理に大きく影響する事柄で、特に要配慮者にとっては非常に大きな問題になります。
- また、排せつ物の処理は、人の尊厳にかかわる問題であることを忘れてはなりません。
- 以下のことに注意してみましょう。
 - 視覚に障害のある人に配慮した、音声案内設備や点字、触知図が設置されているか。また、トイレの出入口や触知図の位置を知らせる誘導ブロックがあるか。
 - 高齢者や杖等の仕様者などに配慮した、手すりを設置した便器や洗面台があるか。
 - トイレの床は子どもや高齢者などが滑りにくく、水はけのよい仕上げになっているか。
 - 車いす利用者が使える構造になっているか。
 - オストメイトのパウチが洗浄できる水洗装置を設置しているか。

⑬ 災害時に衛生的に、誰もが安心して利用できるよう、トイレや手洗い場の利用ルールについて取り決めてありますか。

- 平常時に項目⑫のようなトイレが用意してあっても、災害時に普段と同じように機能するとは限りません。
- 災害時のトイレ使用ルールを、平常時から考えておく必要があります。
- 災害時のトイレ利用ルールとして以下の点を考慮してください。
 - 水道が使えない場合、下水道設備の復旧が確認できない場合は水洗トイレの使用を禁止する。水が流れないトイレを使用すると、あっという間に便器内は大小便の山となり、利用できなくなってしまう。

- 要配慮者専用トイレを確保する。
- 男性用・女性用のトイレは明確に分け、女性用トイレは男性用トイレの3倍用意する。
- 暗がりにならない場所に設置し、照明を確保する。
- 人工肛門、人口膀胱保有者のための装具交換スペースを確保する。
- トイレ用の履物、手指消毒液を確保する。
- 避難所設営直後は、食中毒や感染症が問題となることが多いようです。感染症および食中毒を予防するため、以下の備品があるかチェックしてみてください。
 - 手洗い用石鹸
 - 手指消毒剤
 - 塩素系消毒剤
 - 使い捨て手袋とマスク

4. このチェックリストについて

滋賀県では、東日本大震災および熊本地震等の大規模災害時において、要配慮者への福祉的な配慮が課題となったことから、関係団体と協力し、災害時における福祉的支援体制の構築、地域における要配慮者対策の推進等について検討を行うために、「災害時における福祉的支援検討会」（以下「検討会」といいます。）を平成28年に設置しました。

検討会での議論の中で、車いす利用者である委員から「当事者にとって、避難所は避難できる場所になっているのか？」「避難所に逃げることをはじめから考えずに、広い駐車場に避難する人もいる。」との問題提起がされました。

指定避難所は、避難所以外で生活する被災者の人も含めた支援物資の供給等の拠点（地域の防災拠点）として機能しています。避難所（地域防災拠点）に足を運ばないことで、行政等の支援者から見えない存在となり、孤立し、被災による環境悪化から抜け出せなくなることも考えられます。

このことから、災害時に配慮が必要な人が（せめて一度は）安心して「避難所に行ってみようか」と思える最低限の内容をチェックリストにしよう、と考え、当事者団体・支援者団体の皆さんへのヒアリングや検討会の議論を経て作成したのがこのチェックリストです。

最低限取り組むべき内容のみ列記したチェックリストですが、実践や訓練を経て、項目の見直しや必要な情報の追加をすすめ、大きく育てていければと考えています。

ぜひ、よりよい避難所（地域防災拠点）運営について関係者で議論する最初のきっかけとして、このチェックリストを使っていただければ幸いです。

このチェックリストに関する問い合わせ先

- 滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課企画調整係
Mail ea0001@pref.shiga.lg.jp
電話 077-528-3519
FAX 077-528-4850
- 社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会
電話 077-567-3924
FAX 077-528-5160